

第8回入善町農業委員会議事録

平成30年3月2日午前10時00分から第8回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	6番 塚田 周一
7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮	9番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎
11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美	14番 山崎 林太郎
15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博	18番 長原 均

欠席委員 2名

4番 高澤 清晶 5番 島瀬 康一

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩 芳宣
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	上田 敬章
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第27号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第28号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第6	議案第29号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第30号 農用地利用配分計画案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

皆様、ご苦労様です。先月の認定農業者との話し合いお疲れ様でした。意見交換を行う中で、やはり最重要課題は集積・集約化であると改めて感じました。課題解決を行っていくとともに、このような場を大切に、これからも継続していければと思います。

また、入善管内に唯一あります遊休農地が今年度中に解消予定ということで喜ばしいことではあります。他に遊休農地になりかけている場所はあると思いますので、そうならないよう農地パトロールや地域住民に呼びかけなどよろしくお願いします。

それでは、本日もよろしくお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第8回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。18番長原委員と1番五十里委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は下山〇〇番〇〇外6筆の計7筆。台帳地目、現況地目はともに全て田、面積は合計18,365㎡です。

譲渡人は富山市舟橋北町4番地19号の公益社団法人富山県農林水産公社、譲受人は入善町下山〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人の富山県農林水産公社は、農地中間管理事業の特例事業として、農地の買い入れ及び売り渡しを行っております。譲受人が認定農業者等に限られるなど、要件がありますが、この事業を利用することで、譲渡所得税において800万円までの特別控除等、税制上の特例措置を受けることができます。

今回の申請は、この特例事業を活用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は全て1km圏内の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、必要な農作業に常時従事している必要がありますが、農地所有適格法人であるため、問題ありません。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、125,576㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に

は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員の意見書の確認印は、米山委員にいただいております。

以上、1件の申請です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、他の案件について現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

米山委員

事務局の説明の通りであり、現場確認も行った結果、問題ないと判断して確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第27号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第27号、農地法第5条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請です。

申請番号1番。申請地は入善町小摺戸〇〇番外2筆の計3筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は2,183㎡です。

譲渡人は、入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、黒部市若栗〇〇番地〇〇の〇〇です。転用目的は「砂利採取場」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

譲受人の〇〇は、土木工事業をはじめ、土石採取・販売業など様々な事業を行っている会社で、現在、申請地に隣接した8筆で陸砂利採取を行っています。仮設備ヤードや表土置場については、〇〇が一時転用許可を受けた今回の申請地を共同で利用しているところですが、〇〇が4月末で一時転用期間が終

了することに伴い、〇〇が引き継ぐ形で今回の申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定めた土地の区域であることから農用地区域内農地であると判断します。

農用地区域内農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「砂利採取場」であり、運用通知第2の1の(1)のアのイのcによる、「一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、地区代表者、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

松原委員

事務局の説明のとおりであり、計画書も問題はありませんでしたので確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

今回、一時転用ということですが陸砂利で田を利用している場合は、どのような地目で課税されるのでしょうか。

事務局

現況にて課税していると思いますが、税務課に確認し来月の農業委員会にて報告します。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採択を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第27号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第29号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第29号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成30年3月2日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、234件の申請となり、全て農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第30号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。平成30年3月2日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋会長。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。件数が多いので、別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区	4件、13筆、	34,160㎡
上原地区	6件、26筆、	54,631㎡
青木地区	5件、17筆、	31,979㎡
飯野地区	20件、26筆、	32,583㎡
小摺戸地区	2件、2筆、	1,370㎡
新屋地区	7件、33筆、	49,980㎡
栲山地区	6件、21筆、	39,040㎡
横山地区	4件、13筆、	19,975㎡
舟見地区	3件、15筆、	27,799㎡
野中地区	4件、9筆、	21,637㎡

以上、新規の合計は、61件、175筆、313,154㎡です。

続いて再設定です。

入善地区	8件、28筆、	62,838㎡
上原地区	12件、25筆、	48,075㎡
青木地区	17件、42筆、	96,978㎡
飯野地区	77件、127筆、	237,808㎡
小摺戸地区	22件、75筆、	160,813㎡
新屋地区	15件、49筆、	78,416㎡
栲山地区	9件、22筆、	49,340㎡
横山地区	1件、1筆、	2,961㎡
舟見地区	はありません。	

野中地区 12件、14筆、 15,404㎡

以上、再設定の合計は、173件、383筆、752,633㎡です。

新規、再設定合わせて、234件、558筆、1,065,787㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受

ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第29号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第30号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、事務局からその他何かありますか。

事務局

平成29年度農業委員会研修会がアイザック小杉文化ホールで3月15日木曜日午後1時30分から開催されます。農地行政執行機関としての役割、農業者の公的代表機関としての機能並びに地域農業に対する積極的な関わりなど、農業委員会に課せられた役割等について研鑽を深めるためのものとなっていますので、参加をよろしくお願ひします。マイクロバスを事務局で用意いたしますので、参加される方は12時までに役場前に集合していただきますようよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第8回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、4月6日金曜日、午後4時から行いますのでよろしくお願ひいたします。

（閉会 午前10時50分）